

議会広報広聴委員会

令和4年4月28日（木）
午前9時30分から
第4委員会室

- 【出席者】三浦委員長、村武副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、川上委員、小川委員、
上野委員、川神委員
- 【議長団】笹田議長
- 【事務局】河上局長、小寺書記
-

議題

- 1 はまだ議会だよりminiについて……………資料1
 - (1) 第13号掲載内容及び原稿担当
 - (2) その他

- 2 地域協議会との意見交換会について……………資料2
 - (1) 運営方法
 - (2) その他

- 3 SNSを活用した議会情報の発信について……………資料3
 - (1) YouTube
 - (2) Twitter
 - (3) その他

- 4 その他

【次回委員会開催予定日】令和4年5月24日（火）もしくは25日（水） 10時から

地域協議会との意見交換会 開催概要

【開催概要】

- ・ 令和4年7月下旬で調整予定
- ・ コロナ禍で議会報告会の開催を見送る中、地域の特定の方を対象に地域の声を聴く
- ・ 主に議会や行政に対する要望を聴く
- ・ いただいた意見は報告書をもとに全員協議会で全議員で共有する
- ・ 共有後必要に応じて、委員会の所管事務調査で取り上げる、議員が個人一般質問で取り上げるなどで対応

【班編成のポイント】

- ・ 地域外の議員に来てほしいという意見が多かったため、各居住地域以外へ配置
- ・ 議論の積み上げができるよう、なるべく前回と同じ地域となるよう調整
- ・ 総務、福祉、産業の委員がどの班にも必ず1人以上含まれるよう調整
- ・ 会派がなるべく固まらないよう調整
- ・ 議長団は議長出席とし、都合がつかない場合に副議長が代理出席
- ・ 議会広報広聴委員会正副委員長のどちらかが必ず出席する

【班員役割】 ※班長及び司会は議会広報広聴委員が担う

班 長：班全体をまとめ、実施に向けた調整を中心に行う。地域協議会との連絡も担う。

副 班 長：班長に同行し、班長を補佐する。

司 会：当日の意見交換の進行を行う。皆が発言でき、議論が活発になるよう努める。

記 録 報 告：当日の記録を撮影（タブレットによる）。実施後には写真を含め、報告書を作成する。

YouTube を利用した情報発信について

1. 目的 議会報告の手段として YouTube を使い、議会の様子を幅広い世代に届け、議会をより身近なものに感じていただく。
2. 投稿内容 定例会議散会後に本議会のトピックスについての報告。時間は3分程度。
3. 撮影方法 委員がインタビュー形式（できるだけフランクな感じ）で議長（副議長）に質問する。
使用機器は委員タブレットで撮影する。
インタビュアー1名、撮影者1名。
4. 編集・投稿者 テロップ入力。編集後、議会広報広聴委員会書記が投稿。
5. 投稿頻度 ①定例会議終了後
②議会広報広聴委員会、議長などが必要と判断した時

Twitter を利用した情報発信に係る提案書

1. 目的

- ・議会情報を新たな媒体で発信することで、今まで情報が届いていない方にも積極的に情報を届けるため（広報機能の強化）

2. 概要

(1) 利用媒体

LINE、Facebook、Instagram、Twitter、TikTok の中から、**Twitter** を媒体として利用する。

- ・比較的若い世代をターゲットにできる（20代が多い）
- ・短文（140文字）なので投稿が簡単
- ・リアルタイム性が特徴で、新鮮な情報を提供することができる
- ・リツイート機能による情報拡散力に期待

(2) 投稿内容 議会開催内容を主とする議会の動きの発信

- ①開催した会議の結果報告、YouTube 誘導（正副議長、正副委員長で対応）
- ②はまだ議会だより等の発行通知
- ③その他議会広報広聴委員長が適当と認める内容

(3) 投稿者 議会広報広聴委員会担当書記（不在の場合は、副務職員）

(4) 投稿頻度

- ①会議終了後、投稿内容を決定し、同日夕方に投稿（場合によっては翌日も）
- ②毎月1回月初め（mini含む）
- ③随時

(5) アカウント開設・投稿までの流れ

当委員会で決定 → 全員協議会で報告（承認） → アカウント作成

会議終了 → 委員長等が投稿内容を決定 → 議会広報広聴委員会正副委員長が確認 → 投稿

(6) コメントへの対応

コメントへは基本的に返信対応しないが、議会広報広聴委員が内容を確認する。

(7) テンプレート

- ①本日、□□□□を開催し、~~~~~について議論[ました。]、~~~~~となりました。
詳細は YouTube をご覧ください。【YouTubeURL】※YouTube 動画公開後に投稿

(8) 確認事項

- ・試行期間を設けるか

○浜田市議会公式ツイッター運用基準

(目的)

第1条 この基準は、浜田市議会が公式ツイッター（Twitter）を、市民等への情報提供媒体として、運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用し、140字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段
- (2) 公式ツイッター 浜田市議会が設置・運用するユーザー名から発信するツイッター
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利、及びユーザー名
- (4) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為、及び投稿された文章
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすること
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿すること
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように、アカウントを登録すること
- (8) コメント ツイート等に対し、意見等の文章を投稿すること

(運用に関する情報)

第3条 公式ツイッターの運用主体は浜田市議会とし、アカウントの管理、ツイートの発信は、浜田市議会広報広聴委員会が行う。

- 2 運用管理責任者は議会広報広聴委員長をもってあてる。
- 3 運用時間は原則、平日（年末年始を除く）の午前9時から午後5時までとする。
- 4 アカウントは一つとする。
- 5 プロフィールは以下のとおりとする。

- ・ユーザー名：Hamada_Shigikai
- ・自己紹介：浜田市議会公式アカウントです。主に議会で行う会議やはまだ議会だよりに関する情報を投稿します。リプライやフォロー、個々のコメントへの返信は原則、行いませんのでご了承ください。

(アカウント運用者の明示)

第4条 ツイッターで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と異なる情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を、浜田市議会ホームページに明示する。

(掲載内容)

第5条 公式ツイッターでは、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 議会で開催した会議の情報
- (2) はまだ議会だよりに関する情報
- (3) その他運用管理責任者が適当と認めるもの

(投稿方法)

第6条 投稿は運用管理責任者の指示に基づき、議会広報広聴委員会担当書記が行う。

- 2 投稿内容は140文字以内とする。
- 3 投稿画像は5MB以内とする。
- 4 投稿動画は140秒以内とする。

(投稿の基本原則)

第7条 投稿は次に掲げる事項に基づき行うものとする。

(1) 地方公務員法をはじめ著作権法や浜田市個人情報保護条例などの関係法令及び職員の服務に関する規定などを遵守しなければならない。

(2) 公式アカウントを業務目的外に使用してはならない。

(3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに最大限留意しなければならない。

(4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(5) 意図せずして発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

(6) 次に掲げる事項は発信してはならない。

- ①誹謗中傷や不敬な表現を含むもの
- ②人種、思想、信条などの差別、又は差別を助長させるもの
- ③違法行為又は違法行為を煽るもの
- ④浜田市あるいは浜田市と利害関係にある者又は団体の秘密に関するもの
- ⑤個人情報や浜田市及び他者の権利を侵害するもの
- ⑥浜田市のセキュリティを脅かすおそれのあるもの
- ⑦噂などの不確定な情報やその情報を助長させるもの
- ⑧公序良俗に反する一切のもの
- ⑨その他運用管理責任者が不適切と判断するもの

(リプライ、リツイート、フォロー及びコメントへの返信の制限)

第8条 公式ツイッターは、情報提供の手段として運用するため、原則として市議会のツイートによる情報発信のみを行う。

- 2 リプライは原則行わない。ただし、政府機関や他自治体などの公共機関が発信したツイートで、特に運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りでない。
- 3 他のユーザーが投稿した内容について、リツイートは原則行わない。ただし、政府機関や他自治体などの公共機関が発信したツイートで、特に運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りでない。
- 4 フォローは原則行わない。ただし、政府機関や他自治体などの公共機関が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りでない。
- 5 コメントへの返信は原則行わない。ただし、政府機関や他自治体などの公共機関が投稿したコメントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りでない。

(浜田市議会ホームページとのリンク)

第9条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として浜田市議会ホームページ内のみとする。

ただし、政府機関や他自治体などの公共機関が開設したホームページで、特に運用管理責任者が必

要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第10条 この基準に定めのない事項については、議長が定める。

附則

この基準は、令和●年●月●日から施行する。